

承認第 3 号

日出町税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 2 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 専決事項

日出町税条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和 5 年 3 月 31 日

日出町税条例の一部を改正する条例について

日出町税条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

日出町長 本 田 博 文

日出町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

日出町長 本 田 博 文

日出町条例第 1 7 号

日出町税条例の一部を改正する条例

日出町税条例（昭和 2 9 年日出町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 6 条中「第 5 号の 1 5 様式」の次に「又は第 5 号の 1 5 の 2 様式若しくは施行規則第 2 条の 6 の規定により総務大臣が定めた様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第 4 8 条第 1 項及び第 5 項中「第 2 2 号の 4 様式」の次に「又は第 2 2 号の 4 の 2 様式」を加える。

第 5 0 号第 1 項中「第 2 2 号の 4 様式」の次に「又は第 2 2 号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第 9 8 条第 1 項及び第 5 項並びに第 1 0 1 条第 1 項中「第 3 4 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 3 4 号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。

附則第 8 条第 1 項中「令和 6 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 1 0 条中「、第 6 3 条又は第 6 4 条」を「又は第 6 3 条」に、「、第 6 3 条若しくは第 6 4 条」を「若しくは第 6 3 条」に改める。

附則第 1 0 条の 2 第 3 項中「附則第 1 5 条第 1 5 項」を「附則第 1 5 条第 1

4 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 2 2 項」を「附則第 1 5 条第 2 1 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 2 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 2 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 2 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 3 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 3 項第 2 号」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号イ」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ロ」に改め、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ハ」に改め、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ニ」に改め、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号イ」に改め、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ロ」に改め、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ハ」に改め、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」に改め、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」に改め、同条第 1 9 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ」に改め、同条第 2 0 項中「附則第 1 5 条第 2 9 項」を「附則第 1 5 条第 2 8 項」に改め、同条第 2 1 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5 条第 3 2 項」に改め、同条第 2 2 項中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改め、同条第 2 3 項中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5 条第 3 8 項」に改め、同条第 2 4 項中「附則第 1 5 条第 4 3 項」を「附則第 1 5 条第 4 2 項」に改め、同条第 2 5 項中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 4 3 項」に改め、同条第 2 7 項を次のように改める。

2 7 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、

3分の1とする。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の5第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令

和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 8 項中「附則第 30 条第 8 項」を「附則第 30 条第 4 項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」」に改め、同項を同条第 4 項とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改める。

附則第 24 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の日出町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間（以下この項におい

て「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の日出町税条例附則第15条の2及び第15条の5第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課税する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。